

富岡町社会福祉協議会・福祉バス運行要綱細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉協議会福祉バス（以下「福祉バス」という。）の使用及び事故発生の防止に必要な事項について定め、福祉バスの貸出については、優先順位を定め効果的活用を図ることを目的とする。

(優先順位)

第2条 福祉バスは社会福祉協議会の事業が最優先する者であり、社協行事がない日に限り使用できるものとする。

福祉バスは、福祉バス使用許可を交付した後も社協事業で緊急やむを得ない場合は、福祉バスの使用許可を取り消すことができる。

「バスの優先順位は、下記の通りとする。」

第1位 社会福祉協議会の福祉団体等

（例 身体障害者福祉会等の研修及び事業／老人クラブ連合会等の事業及び研修／各種ボランティア団体研修及び事業／消防団及び婦人消防隊の研修）

第2位 町が直接使用する場合

第3位 町が委嘱した団体等

（例 農業委員会等の研修及び事業／消防委員会等の研修及び事業／年金及び国保委員等の研修／消防団及び婦人消防隊の研修他）

第4位 公民館の各種研修及び事業

第5位 NPO 法人さくらスポーツの研修及び事業

第6位 地域（単位）老人クラブの研修及びレクリエーション

第7位 文化団体連絡協議会の研修及び事業

第8位 町内小中学校の部活動で各学校の校長が申請したスポーツ・文化活動

第9位 町内子ども会活動の研修及びレクリエーション

(バス使用申請の受付)

第3条 使用申請の受付は、バス使用日の30日前の午前8時30分から受付開始とし、一般的には先着順に受付をする。

また、優先順位が同等の複数の申請者が30日前の午前8時30分に申請者が受付を使用とする場合は、お互い話し合いで申請するか話し合いで決着できない場合は、抽選で決定する。

申請受付は電話では受け付けない。福祉バス使用許可書が交付されて受付申請完了とみなす。

(バスの運行範囲)

第4条 福祉バスの運行範囲は、原則として福島県内とし、一人の運転手が運転する距離

は1日往復約300キロ以内とする。300キロを超える運行には二人の運転者とする。

(バスの安全運行)

第5条 福祉バスの運転者については、下記のとおりとする。

- (1) 富岡町社会福祉協議会等の有資格者
- (2) 旅行業登録者及び富岡町車両運転業務委託業者
- (3) 有資格者で運転経験のある者
- (4) 富岡町社会福祉協議会会長が認める者

※有資格者とは、8トン限定のない中型免許取得者、大型免許取得者をいう。

(始業・就業点検の励行)

第6条 福祉バスの使用責任者・運転者はかならず運行前の始業点検、使用後の就業点検をかならず励行しなければならない。

点検をした結果異常があった場合は、遅滞なく社会福祉協議会職員に申し出て点検を受けること。

附 則

この福祉バス運行細則は、平成16年4月1日から施行する。

この細則は、平成30年4月1日から施行する。